

# 世耕内閣官房副長官 面談（児童養護等の意見交換） こども庁への第一歩



野党議員のところに副官房長官が来所することはかなり異例なこと！

2016年2月16日

- 2016年1月19日 予算委員会 菅官房長官の「児童虐待の総合的な対策専門部署設置」の答弁を受けて、世耕官房副長官が山田太郎事務所に来所。特に児童虐待防止に関して意見交換をしました。  
→どのような組織を作っていくのか？  
→具体的な対策・対応は？ 等
- 2016年2月19日に「児童虐待の総合的な対策専門部署」の論点をまとめ、安倍晋三総理大臣、菅義偉官房長官、世耕弘成副官房長官に要望書を提出することになりました。

## 各省庁の児童の性的搾取件数把握状況 パネル⑩

どの省庁も児童の性的搾取の実態を把握できていない

内閣府	児童ポルノ法適用範囲のみの被害児童数を把握している
文科省	把握していない
総務省	把握していない
厚労省	児童相談所への相談件数（人数ではない）のみ把握している
法務省	児童ポルノ法などでの罪名での件数のみ把握している
警察庁	検挙された児童の売春・児童ポルノ事犯での被害児童数 検挙された児童虐待のうちの性的虐待にかかる被害児童数 <span style="float: right;">のみ把握している</span>

各省庁からのヒアリングを元に山田太郎事務所にて作成 平成28年1月18日 参議院予算委員会 維新・元気の会 山田太郎

## 児童の性的搾取の担当部署を決める打合せ パネル⑨

何度も関連省庁と打合せをしたが、児童の性的搾取の総合担当部署は決まらず

発端	2015年10月27日	ブーア・ブキキオ氏記者会見 「子どもの性的搾取に対して包括的な戦略が必要」
1回目	2015年11月12日	内閣府・外務省・文科省・法務省・警察庁にて打合せ（厚労省は連絡違いで来れず）⇒ <b>各省とも担当ではない</b>
2回目	11月16日	内閣府・外務省・文科省・厚労省・警察庁に対し担当部署を決定するよう文書で依頼 ⇒ <b>後日「決められない」と回答</b>
3回目	11月30日	内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省・警察庁にて打合せ ⇒ <b>各省とも担当ではない</b>
4回目	12月2日	内閣官房と打合せ ⇒ <b>部署の人数が少なくとも担当できない</b>
5回目	2016年1月15日	内閣総務官室・内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省警察庁と打合せ ⇒ <b>各省とも担当ではない</b>

山田太郎事務所にて作成 平成28年1月18日 参議院予算委員会 維新・元気の会 山田太郎

国会質疑の内容が具体的に進みました

# 予算委員会にて政府を動かす - 「子どもを守る」組織体制作りを

2016年1月18日・1月19日 参議院予算委員会

参議院予算委員会にて、2日間にわたり、安倍総理大臣と菅官房長官に質疑。  
最終的に菅官房長官より、「児童虐待の総合的な対策専門部署設置」の答弁を引き出す

各省庁の児童の性的搾取件数把握状況		パネル⑩
どの省庁も児童の <b>性的搾取の実態を把握できていない</b>		
内閣府	児童ポルノ法適用範囲のみの被害児童数を把握している	
文科省	把握していない	
総務省	把握していない	
厚労省	児童相談所への相談件数（人数ではない）のみ把握している	
法務省	児童ポルノ法などでの罪名での件数のみ把握している	
警察庁	検挙された児童の売春・児童ポルノ事犯での被害児童数 検挙された児童虐待のうちの性的虐待にかかる被害児童数	



質疑で用いたパネル資料

【参議院予算委員会(2016年1月19日) 菅官房長官の答弁(抜粋)】

今、児童の虐待の問題でありますけれども、ここは政府が一丸となって取り組んでいかなきゃならないということは当然であります。そういう中で、犯罪対策閣僚会議の庶務であります内閣官房で全体の取りまとめを行って、各関係省庁がそれぞれ所掌に従って様々な取組を行っているのが現実であります。

しかし、昨日、委員(=山田)の御指摘もありました。委員御承知のとおり、昨年、国家行政組織法、これが改正をされましたので、現在は省庁設置法で総合調整できませんけれども、今年の四月からできるようになりますので、そうした御指摘も踏まえて、各省庁等に対して、任務に関連する特定の内閣の重要課題、今の児童虐待は極めて重要な課題だというふうに思っています。  
そうしたものについては閣議決定で総合調整権限を付与することができる、この四月からなりますので、そうしたことについて、御指摘を踏まえて、政府として責任を持って対応できるような体制というものをつくっていきたいというふうに思います。